

令和2年12月11日

札幌市「すすきの・狸小路」における
営業時間短縮・酒類提供時間制限の期間延長について

<北海道商工会議所連合会>

北海道は、下記対象地域に要請している「営業時間短縮」「酒類提供の時間制限」について、当初12月11日（金）迄としていた協力要請期間を延長すると発表しました。

本キャンペーンは、これらの要請に沿って運用しますので、対象となる登録事業者におかれましては、ご留意いただき要請にご協力をお願いいたします。

記

1. 営業時間の短縮（酒類提供を行う飲食店：バー、ナイトクラブ等）

区 域	①札幌市中央区「南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目まで」 ②札幌市中央区「狸小路1丁目から7丁目までの狸小路に面する区域」
延長期間	令和2年12月12日（土）から12月25日（金）まで
営業時間	午後10時まで（午後10時～午前5時までは営業を自粛）

2. 酒類提供の時間制限（酒類提供を行う料理店・食堂等：居酒屋、ラーメン店、そば屋等）

区 域	同 上
延長期間	同 上
酒類提供時間	午後10時まで（午後10時～午前5時までは酒類提供を自粛）

3. 業種別ガイドラインや新北海道スタイルなど、店舗における感染拡大防止対策の更なる徹底

※北海道が発表した「集中的に取り組む施策」の全容は、下記 URL をご参照ください。

（北海道庁 HP） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/1210honbukaigi29_02.pdf